

運行管理者等講習及び適性診断受診助成要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業所の運行管理者及び運行管理補助者並びに従業員に対して、一般講習の受講促進及び適性診断の受診率向上を図り、事業所における交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 佐ト協会員事業所において選任されている運行管理者及び運行管理補助者並びに県内事業所に所属する従業員を対象とし、年度内を通じて原則1人1回とする。

(助成額)

第3条 助成金額は次のとおりとする。

- 1 運行管理者一般講習は、講習料の全額を助成する。
- 2 適性診断は、
 - (1) 一般診断(貸出用適性診断、インターネット適性診断)については、診断費用の全額を助成する。
 - (2) 初任診断、適齢診断については、診断費用のうち一般診断費用分を助成する。

(助成金の支払い)

第4条 会員事業者は、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「事故対」という。)・南鳥栖自動車学院・ドライビングアカデミーONGA(適性診断のみ)・伊万里自動車学校に対して予約を行い、指定の日程で受講及び受診する。

2 会員事業者は、初任診断及び適齢診断受診の際に、差額分の診断手数料を受診機関に支払う。

3 佐ト協は、受講・受診機関から請求のあった運行管理者一般講習及び適性診断受診手数料を、別に定める覚書に基づき指定の口座へ支払う。

4 会員が受講・受診機関に対して虚偽の申請を行った場合は、助成金を交付しない。また、佐ト協が当該機関に対して既に支払後の場合は、その会員に対し受講料・受診料の返還を求める。

(保存期間)

第5条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。